

2023年10月

お客さま各位

最良執行方針の一部改定のご案内

きらぼしライフデザイン証券株式会社

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。さて、早速ではございますが、本年12月1日（金）より「最良執行方針」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

変更前	変更後
<p>当社では、お客さまから<u>国内の金融商品取引所市場</u>（当社では、東京証券取引所に限らせていただきます。以下同じ。）に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券 <u>国内の金融商品取引所市場</u>に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）およびREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p>	<p>当社では、お客さまから<u>取引所金融商品市場</u>（当社では、東京証券取引所に限らせていただきます。以下同じ。）に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券 <u>取引所金融商品市場</u>に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）およびREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6第1項第1号イに規定される「上場株券等」</p> <p><u>日本証券業協会が定めるフェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券等ならびに金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</u>につきましては、当社では取り扱いたしません。</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p>

<p>当社においては、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて<u>国内の金融商品取引所市場</u>に取次ぐこととし、<u>P T S (私設取引システム)</u> への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>(1) お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している<u>金融商品取引所市場</u>に取次ぐことといたします。<u>金融商品取引所市場</u>の売買立会時間外に受注した委託注文については、<u>金融商品取引所市場</u>における売買立会が再開された後に<u>金融商品取引所市場</u>に取次ぐことといたします。</p> <p>(2) (1) において、委託注文は東京証券取引所に上場している銘柄のみを受託し、当該<u>金融商品取引所市場</u>の市場参加者または会員で当社が注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該<u>金融商品取引所市場</u>に取次ぎます。</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 <u>金融商品取引所市場</u>は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。</p>	<p>当社においては、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて<u>取引所金融商品市場</u>に取次ぐこととし、<u>金融商品取引法第2条第8項第10号</u>に規定する方法により行う<u>私設取引システム</u> (以下「<u>P T S</u>」という。)には取次ぎません。</p> <p>(1) お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している<u>取引所金融商品市場</u>に取次ぐことといたします。<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会時間外に受注した委託注文については、<u>取引所金融商品市場</u>における売買立会が再開された後に<u>取引所金融商品市場</u>に取次ぐことといたします。</p> <p>(2) (1) において、委託注文は東京証券取引所に上場している銘柄のみを受託し、当該<u>取引所金融商品市場</u>の市場参加者または会員で当社が注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該<u>取引所金融商品市場</u>に取次ぎます。</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 <u>取引所金融商品市場</u>は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。 なお、<u>P T S</u>を含め複数の<u>取引所金融商品市場</u>等から最良の気配を比較し、より<u>価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられますが、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要があります、社内</u>で検討した結果、<u>システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただ</u></p>
--	---

<p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>① お客さまから執行方法に関するご指示(お取引の時間帯のご希望等)があった取引</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>く手数料等の値上げが必要と考えています。</u></p> <p><u>システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、PTSを含む複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次を含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたしました。</u></p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、<u>上記2. に掲げるの方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</u></p> <p>① お客さまから執行方法に関するご指示(お取引の時間帯のご希望等)があった取引 <u>(T o S T N e T取引等を含む。)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--